

天白区「認知症の人にもやさしい店や事業所」理解促進事業に係る要綱

1 趣旨

認知症について正しく理解し、配慮ある接客・対応を行う店や事業所を「認知症の人にもやさしい店や事業所」（以下「店や事業所」という。）として登録することで、認知症の人や家族が安心して生活できる地域づくりを促進する。

2 目的

- (1) 認知症について正しく理解し、認知症の人に対して“やさしく・ゆっくり・ていねいに”対応する店や事業所を増やす。
- (2) 区民に店や事業所の存在を知ってもらうとともに、その取り組みについて理解してもらい、寛容な気持ちで見守ってもらう。

3 実施主体

本事業の実施主体は、天白区地域包括ケア推進会議認知症専門部会（以下、「部会」という。）とし、その事務は部会の事務局で取り扱うものとする。

4 登録の対象

対面でのコミュニケーションを行う天白区内の店や事業所を対象とする。ただし、医療機関・介護サービス事業所などは対象外とする。

（例）商店（コンビニエンスストア、スーパーなど）、ドラッグストア、調剤薬局、金融機関、クリーニング店、飲食店、理美容店 等）

5 登録の要件

事務局は、(1) から (3) のすべての要件を満たす店や事業所から申請があった場合に、登録を受け付ける。

- (1) 次のアからオのいずれかに該当すること。
 - ア 店・事業所の管理者または従業員が認知症サポーター養成講座の受講を予定していること。
 - イ 認知症サポーター養成講座受講済の従業員がいること。
 - ウ 愛知県が実施する「あいち認知症パートナー企業・大学」に登録していること。
 - エ 認知症の人への基本的な対応について理解し、認知症の人に対する店・事業所独自の取り組みを宣言すること。
 - オ その他、認知症専門部会会長が上記アからエに準ずると認めたもの。
- (2) 部会から配布される啓発グッズを店内に掲示すること。
- (3) 困っている認知症の人がいたときなど必要時、いきいき支援センターをはじめとした相談機関に連絡すること。

6 登録の申請

- (1) 登録を希望する店や事業所は、登録申込書及び宣言書を事務局に提出する。
- (2) 事務局は、(1)により必要書類の提出があった場合は書類審査の上、「認知症の人にもやさしい店や事業所」として登録する。

7 廃止の申請

- (1) 登録後、登録の廃止を希望する店や事業所は、廃止届を事務局に提出するとともに、宣言書及び啓発グッズを返納する。
- (2) 事務局は(1)により廃止の申し出があった際は、速やかに登録を廃止する。

8 登録を受ける店や事業所のつとめ

- (1) 認知症専門部会が実施するアンケート調査等に協力すること。
- (2) 啓発グッズの掲示による区民への理解促進に可能な範囲で協力すること。
- (3) 登録の要件に定められた状態の継続に努めるとともに、継続が困難な場合はすみやかに事務局へ申し出ること。

附則

この要綱は、令和3年10月1日より施行する。